

八王子市教育委員会 殿

学 校 名 八王子市立別所小学校
校長氏名 川村 守 公印

令和5年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

- (1) 人間尊重の精神に基づき、児童のもつ可能性を引き出し、個性や能力を生かす指導の徹底を図り、人間性豊かな児童の育成を図る。
- (2) 個々の児童の発達状況を的確に把握し、障害に基づく様々な困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、互いに助け合い協力し合う活動を通して、相手を思いやり、集団の中でも自信をもって生き生きと生活できる児童を育てる。

2 教育目標を達成するための基本方針

- ・ 巡回指導教員、在籍学級担任、保護者、医療諸機関、特別支援教室専門員、スクールカウンセラーと連携し、連携型個別指導計画や学校生活支援シート等を活用しながら組織的に児童の実態把握の機会を設ける。
- ・ 児童一人ひとりの障害の状態を考慮し、互いに学び合える指導形態や学習環境を整える。
- ・ 個々の児童について指導記録を取り、教職員間で情報共有を行う。成果や課題を絶えず確認しながら指導内容を見直し、改善を図る。
- ・ 巡回相談心理士等専門家の助言を指導に活かし、実践、評価、改善へとつなげる。

3 指導の重点

- ・ 自立活動については、児童一人ひとりの困難さや集団の状況を把握した上で指導の内容を検討し、実践する。
- ・ コミュニケーション力向上を目指し、言語表現を実践する時間の確保を図る。児童ができたところを明確に伝え、評価することで児童の達成感や自己肯定感を高める。
- ・ 個別学習の指導については、身に付けるべき内容について、様々な視点から児童の躓きの原因を見極め、そこを補うために障害の特性に応じた指導を行う。

4 その他の配慮事項

- ・ 指導時間や指導内容が定着できるよう、在籍学級担任と連携していく。
- ・ 校内委員会を活用し巡回指導教員、特別支援コーディネーター、在籍学級担任、保護者との連携を図る。様々な視点から児童の実態を把握し、適切な指導につなげる。